

平成 22 年 3 月 25 日

**特別目的会社専門委員会  
ディスカッション・ポイント**

- 2010 年 2 月 12 日の第 195 回委員会では、特別目的会社専門委員会の今後の進め方( SPE の連結範囲の短期的検討の是非 ) について議論をしている。
- その後、2010 年 2 月 26 日に特別目的会社専門委員会を開催し、以下の 4 案について比較検討を行い、各案のメリット、デメリットの整理を行っている（次頁以降参照）。

[A 案]	短期的な対応をしない。
[B 案] (旧 1 案)	短期的な対応をする。「SPE の取扱い」を削除する。
[C 案] (旧 2 案)	短期的な対応をする。「SPE の取扱い」について、SPE が発行する証券の保有者には適用しないとする。
[D 案] (旧 3 案)	短期的な対応をする。「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。

- 本日の委員会では、今後の進め方について、以下のいずれを採用するかについて、意思確認をお願いしたい。

短期的な対応をせず、MoU プロジェクトの対応を進める。

**短期的な対応を行う方向で専門委員会で対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行う。対応案の作成は[D 案]を中心に行う。**

以 上

	メリット	デメリット	
[A案] 短期的な対応をしない	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASB と FASB の連結範囲の検討結果を踏まえ、SPE の連結の取扱いを包括的に見直すことが予定されており、部分的な改正による２度にわたる改正を避けられる。</li> <li>情報開示は、一定程度、注記により対応されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASB と FASB の作業は相当程度長期となる可能性もあり、それを待つと現行の取扱い上の問題についての解決に非常に長い時間を要することとなる可能性がある。「SPE の取扱い」の検討を始めて数年経過しており、何らかの改善を図るべきである。</li> <li>米国でも 2009 年に適格 SPE を廃止しており、何らかの対応を早期に図るべきである。</li> </ul>	
[B案]（旧１案） 短期的な対応をする。「SPE の取扱い」を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、注記で開示されている情報が財務諸表本表に記載されることになり、財務報告の改善が相当程度なされる。</li> <li>米国でも適格 SPE は廃止されており、国際的な会計基準の動向と平仄があう。</li> </ul>	<p><b>（B, C, D案共通）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASB と FASB の連結範囲の検討結果を踏まえ、SPE の連結の取扱いを含む、包括的な見直しが予定されており、部分的な改正は、場合によると、２度にわたる改正を招き基準の安定性を損なう可能性がある。</li> <li>包括的な SPE に対する支配基準の欠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除する場合でも、変更の範囲を明確に示さない限り、特定の SPE に対して基準の適用の有無を判断する際に実務上多くの支障が出る可能性がある。</li> <li>現状、どのような SPE を支配していると判断するかについて幅のある解釈が行われており、「SPE の取扱い」を削除しただけでは問題は解消されない。</li> </ul>
[C案]（旧２案） 短期的な対応をする。「SPE の取扱い」について、SPE が発行する証券の保有者には適用しないとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「SPE の取扱い」設定当時の趣旨に見合ったものになる（証券の発行者への便益の移転）。</li> <li>「SPE の取扱い」の対象範囲について、幅のある解釈が行われていることに対して一定の財務報告の改善が図られる。</li> </ul>	<p>如というのが本質的な問題である。SPE の定義、支配の定義、ノンリコースローンの表示といったこれまで検討してきた論点のどこまでを対象とするのか明らかでなく、どのような SPE が対象となるか必ずしも明確ではなく、実務で混乱が生じる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途半端な改正であり、「証券」の範囲や出資者と証券との関係、証券の保有と類似の効果を持つ取引の取扱いなど、新たな論点が生じうる。</li> <li>米国における特定のファンドに関する FAS167 の適用延期や、欧州における証券化対象資産の一定割合の保有の義務付けなどの議論を考慮して検討すべきである。</li> </ul>

	メリット	デメリット	
<p>[D案](旧3案) 短期的な対応をする。「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「SPEの取扱い」設定当時の趣旨に見合ったものになる(資産の譲渡者に対する例外措置)。</li> <li>・ 従来から幅のある解釈が行われており、改善が要望されていたいわゆる開発型のSPEの取扱いについて、結論がなされることになり、一定の財務報告の改善が図られる。</li> <li>・ いわゆる開発型のSPEの取扱いについては、SPEを巡る論点の中でも、重要性があると考えられる。</li> <li>・ 譲渡者の会計処理については、認識の中止の議論と平仄を合わせるべきであるが、それ以外の関与者においては、譲渡損益の計上もないため、統合的に検討する必要性は乏しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発型の問題は幅のある解釈に関する問題の一つのパターンにすぎず、それだけ取り上げる必然性はない。</li> <li>・ 譲渡者以外の関与者においても、倒産隔離やノンリコースという取引の特性を踏まえると、表示面等での工夫もセットで検討すべきである。</li> </ul>

## 特別目的会社専門委員会の今後の進め方（連結範囲）について

## 1. 概要

- 連結範囲については、2009年2月に論点整理を公表した後、2009年9月に公表したプロジェクト計画表において、IASBが2009年第4四半期に最終基準化する予定であったことを踏まえ、2010年第1四半期に公開草案を公表する予定としていた。

特別目的会社専門委員会では、その予定に基づき、特別目的会社（SPE）の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下「SPEの取扱い」）を仮に削除した場合の具体的なフローについて、検討を進めているところであった。

- その後、以下のとおり、IASBは連結範囲の改正の最終基準化を2010年第3四半期へ延期することとしている。

IASBとFASBにおける今後の検討スケジュール（2009年11月5日付MoUへのコミットメントの再確認より）

連結に関するマイルストーン（目標）	
2010年第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FASB（注）は連結に関する公開草案を公表する。</li> <li>・ IASBは、提案された最終基準のスタッフドラフトを提供し、また、FASBの提案に関する「情報提供の要請（Request for view）」を公表する。</li> </ul>
2010年第3四半期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IASBとFASBは、あらゆる種類の企業をカバーする連結に関する最終かつコンバージされた基準の公表を目指す。</li> </ul>

（注）IASB/FASBの1月のAgenda paperでは、今後、スタッフは、FASBの公開草案の範囲（すべての会社を対象にするかどうか）について、Agenda paperを準備する予定であるとされている。

（平成22年3月25日更新）

3月1日付でIASBのワーク・プランが修正され、IASBの改正連結基準の最終基準化は2010年4Qに変更されている。

- 上記のとおり、IASBの最終基準化は、当初予定より3四半期分遅れており、内容の複雑さを考えるとさらに遅れる可能性もあると考えられる。その場合、我が国の対応、特にSPEに関する財務報告の改善が相当程度遅くなることも想定される。

上記を踏まえ、SPEの連結に関して、別途、短期的な対応を図るべきかが進め方の検討点となっている。

## 2. 特別目的会社専門委員会での審議

- 2010年1月22日に開催された、特別目的専門委員会では、仮に短期的に対応すること

とした場合の案として、以下の案を提示し、議論を行った。

[案 1] プロジェクトをステップ 1 とステップ 2 に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPE の取扱い」を削除する。

（考え方）

- ✓ 「SPE の取扱い」については、かねてからのコンバージェンス上の課題となっており、早期に解決を図る必要があると考えられる。
- ✓ 米国においても適格 SPE が 2009 年 6 月に SFAS166 により廃止されている。
- ✓ 適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」により、各社での SPE の連結範囲の判断は基本的にはなされていると考えられる。

[案 2] プロジェクトをステップ 1 とステップ 2 に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPE の取扱い」を一部改正する。具体的には、「SPE の取扱い」の要件（ ）に加え、 の要件を追加する。

SPE が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。

当該 SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されている。

当該 SPE が発行する証券を企業が所有していないこと。

（考え方）

- ✓ の要件で「SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。」と定められている一方で、「SPE の取扱い」設定後の取引の変化により、現状では、SPE の発行する劣後証券を保有する例が多く見られ、当初の趣旨が変容しているとの指摘がある。
- ✓ 上記の改正を行うことにより、抜本的な見直しに先立ち、相当程度の財務報告の改善が図られることになる。

● これに対する各専門委員からのコメントは主に以下のとおりであった。

- 過去に SPE の開示を当面の対応として実施し、国際的な会計基準とのコンバージェンスのため、連結範囲の会計基準を定めていく議論を進めてきたはずであり、過去に散々議論してきたという経緯からすると、両案ともに反対である。IFRS の日本における採用を議論している中で、国際的なものと別の対応を図ることは、基準の安定性を損ない現場の混乱が生じる。
- 特定のファンドについて FAS167 の適用を延期するという FASB の議論、Skin in the Game の議論（運用会社自身が持分を持っていた方がよいのではないかといった議論）を見ると海外も揺れ動いており、動向を見極めて慎重に検討すべきである。
- [案 1]では、現行でも適用指針第 15 号により SPE は開示されており、「SPE の取扱

い」を削除しても負担は少ないとあるが、適用指針では連結の範囲を定めるものではないとされている。依然として連結の範囲の解釈ははっきりしないのが実務での実態であり、負担が少ないとは限らない。

- [案 2]で追加された要件については、「証券」の範囲や、出資者と証券との関係についても詰めていかないと、実務上機能しないだろう。
- 「SPE の取扱い」の対象には、現行ルールではグレーであるが、少し改正すると黒になるというものと、単にアレンジャーに過ぎないケースなので本来、対象にすべきではないものが混在しており、その切り分けが必要である。このまま現行実務が続くということは望ましくない。
- 資産流動化型 SPC で、5%ルールに照らして流動化している場合や、開発型 SPC にて自分が開発している場合はどうなるのか。後者についての問題点は認識している（開発型について見直すべき点があるという共通認識があることは確認された。）

### 3. 今後の進め方について

- 上記のとおり、SPE に関する財務報告の改善の総論的な必要性は認識されているものの、一方で、包括的な対応とは別の短期的な対応を図ることについては、反対の意見が聞かれている状況である。

専門委員会では、[案 1]の「SPE の取扱い」を削除することについては反対意見が多い状況であったが、一方で、不動産のいわゆる開発型の SPE については、見直すべき点があるという共通認識がある。これらの認識及び「SPE の取扱い」は当初、保有する資産を譲渡するタイプの取引を想定して作成された経緯を踏まえると、「SPE の取扱い」を資産譲渡タイプの取引に限定する[案 3]が考えられる。

[案 3] プロジェクトをステップ 1 とステップ 2 に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPE の取扱い」を一部改正する。具体的には、「SPE の取扱い」の要件（ ）に加えて、 を追加する。

SPE が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。

当該 SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されている。

資産の譲渡者にのみ適用を認める（出資者には認めない。）

（考え方）

- ✓ 「SPE の取扱い」は、当初、保有する資産を譲渡するタイプを想定して設けられている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「SPE の取扱い」設定当時の大蔵省の担当官の解説記事では、「資産の流動化を目的として一

- ✓ 資産譲渡タイプの取引については、「認識の中止」の論点と合わせて検討すべきであるという指摘にも沿うものである（第185回企業会計基準委員会（2009年9月17日開催）審議資料(2) - 2 参照）
  - ✓ 「SPEの取扱い」設定後の取引の変化により、開発型のSPEが多く見られ、幅のある解釈が行われているとの指摘がある。
  - ✓ 上記の改正を行うことにより、抜本的な見直しに先立ち、一定の財務報告の改善が図られることになる。
- このような状況の中、短期的な対応の要否についてどのように考えるか。また、仮に短期的に対応することとした場合、[案1]、[案2]、[案3]のいずれの案を基礎に進めるのが適切であるか。

以上

---

定の要件の下で設立された特別目的会社の子会社に該当し連結対象とされた場合には、資産を譲渡した会社にとって、個別財務諸表上オフバランスとされた取引が連結財務諸表上オンバランスされることになり、不合理であると考えられる点にも配慮されたものである。」とされており、また、「これは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券（ABS）の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利・配当等の支払を行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適切と考えられることによるものである。」とされている。（JICPA ジャーナル第11巻第3号）